

ロサンゼルスにおける観光プロモーション実施業務委託仕様書

1 委託業務の名称

ロサンゼルスにおける観光プロモーション実施業務

2 委託業務の目的

富山県では、一般的に訪日旅行における滞在日数が長く、観光消費額も多い欧米豪市場を新規市場として捉え、なかでも、知的好奇心や探求心が高く、自身の知識を深め、インスピレーションを重視する傾向にある高付加価値旅行者の誘客を積極的に進めていくこととしている。

米国内で訪日客が最も多いカリフォルニア州ロサンゼルス市において、富山の豊かな自然、食、歴史文化、人々の暮らしなど本県の多彩な魅力を発信する観光プロモーション等を実施し、アメリカにおける本県の認知度向上と更なる誘客促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託業務の内容

委託業務の目的を踏まえたうえで、下記のとおり観光プロモーション等を実施すること。実施内容及び実施場所については、県と協議、調整を充分に行ったうえで業務を行うこと。

(1) 開催地

アメリカ・ロサンゼルス市

(2) 実施時期

令和8年7月29日（水）から31日（金）（予定）

※業務の目的を踏まえたうえで効果的な日程及び時間帯について提案すること。

※今後の調整により実施時期が前後する可能性がある。委託契約締結後、県と協議、調整を充分に行ったうえで業務を行うこと。

(3) 実施場所

観光プロモーションの実施に効果的なロサンゼルス市内の会場

(例：日本文化発信拠点、商業施設ほか)

※業務の目的を踏まえたうえで効果的な会場について提案すること。

(4) 実施内容

富山県の豊かな自然、食、歴史文化、人々の暮らしなど本県の多彩な魅力を活かし、アメリカの高付加価値旅行者や現地の旅行会社やメディア等に訴求可能な内容とし、下記の①～③を含む観光プロモーションを実施すること。

| | 内容 | 日程 | 会場 |
|---|-----------------|---------------------------|-----------------------------------|
| ① | 旅行会社、メディア向けイベント | 7月30日（木） 昼（11時～14時）を想定 | ジャパン・ハウス ロサンゼルス ^{※1} を想定 |

| | | | |
|---|----------------------------|----------------------------|-------|
| ② | 一般消費者向けイベント | 7月29日(水)～31日(金)のうち1回以上実施※2 | 提案による |
| ③ | 富山県産品（食品・製品・伝統工芸品など）の展示・販売 | 7月29日(水)～31日(金)で1日以上実施※2 | 提案による |

※1 ジャパン・ハウス・ロサンゼルス5階サロンを仮予約済み。会場使用は無償で見積もること。

※2 この日程を超えて実施可能な場合は追加で提案すること（「3委託期間」のなかで幅広の実施も可能とする）。

①旅行会社、メディア向けイベント

○イベントの企画・運営

- ・観光セミナー、レセプション、セールスコールまたはネットワーク構築イベントを含むこと。
- ・イベントの企画、準備、当日の管理・運営、会場の設営・撤去、安全管理を一元的に行うこと。
- ・参加者は現地旅行会社、ランドオペレーター、メディア等で50名程度を想定し、参加者の募集、調整等の全体管理を行うこと。招待可能な現地旅行会社、ランドオペレーター、メディア等を具体的に提案すること。
- ・会場利用について、会場側と連絡調整を行い、利用可能な設備や利用方法、持ち込める物品等の制約を確認したうえで適正に使用すること。
- ・イベントの円滑な開催、運営に必要なスタッフや通訳を適切に配置すること。
- ・必要に応じ、参加者に配布するPR資料やパンフレット（英語）の施設への輸送を行うこと。
- ・県が提供するパンフレット、ポスター、動画等の素材を用いて情報発信を行うこと。

○会場の設営・展示・装飾

- ・本県の魅力を発信し、参加者の興味を喚起するよう設営・展示・装飾を行うこと。
- ・県や会場側と調整のうえ、会場の設営に必要な什器・備品の手配を行い、展示終了後は備品を撤去すること。
- ・イベントでの配布資料（観光PR資料等）、受付名簿など、開催に必要な資料等を用意すること。

○観光PRセミナーの実施

- ・観光PRセミナーでは、県関係者が、本県の豊かな自然、食、歴史文化、人々の暮らしなど本県の多彩な魅力について15分程度の英語でのプレゼンテーションを行うことを想定すること。
- ・プレゼンテーション用資料（英語版）については、県と協議のうえ作成し、適宜翻訳・調整を行うこと。

○広報・プロモーション

- ・イベント開催について情報発信を積極的に行い、集客に努めること。

- ・県が制作した動画等を活用し、効果的に PR すること。
- ・イベント実施後も実施した内容について、SNS 等を使って効果的に発信すること。
- ・その他効果的な方法で現地旅行会社、ランドオペレーター、メディア等に本県への誘客促進のプロモーションをすること。

○フォローアップ

- ・イベント開催後、現地旅行会社、ランドオペレーター、メディア等の参加者への訪問・電話・メール等継続的なフォローアップをすること。

②一般消費者向けイベント

○イベントの企画・運営

- ・観光セミナー、トークイベント、ワークショップを含む観光 PR イベントを実施すること。
- ・イベントの企画、準備、当日の管理・運営、会場の設営・撤去、安全管理を一元的に行うこと。
- ・参加者は一般消費者を想定し、参加者の募集、調整等の全体管理を行うこと。
- ・会場利用について、会場側と連絡調整を行い、利用可能な設備や利用方法、持ち込める物品等の制約を確認したうえで適正に使用すること。
- ・イベントの円滑な開催、運営に必要なスタッフや通訳を適切に配置すること。
- ・必要に応じ、参加者に配布する PR 資料やパンフレット（英語）の施設への輸送を行うこと。
- ・県が提供するパンフレット、ポスター、動画等の素材を用いて情報発信を行うこと。

○会場の設営・展示・装飾

- ・本県の魅力を発信し、参加者の興味を喚起するよう設営・展示・装飾を行うこと。
- ・県や会場側と調整のうえ、会場の設営に必要な什器・備品の手配を行い、展示終了後は備品を撤去すること。
- ・イベントでの配布資料（観光 PR 資料等）、受付名簿など、開催に必要な資料等を用意すること。

○広報・プロモーション

- ・イベント開催について情報発信を積極的に行い、現地から多くの集客があるように効果的な広報に努めること。
- ・県が制作した動画等を活用し、効果的に PR すること。
- ・イベント実施後も実施した内容について、SNS 等を使って効果的に発信すること。
- ・その他効果的な方法で現地の一般消費者等に、本県への誘客促進のプロモーションを行うよう努めること。

○観光セミナー・トークイベントの実施

- ・観光セミナーやトークイベントは、本県の豊かな自然、食、歴史文化、人々の暮らしなど本県の多彩な魅力について英語で紹介することを想定し、実施方法

は県と協議のうえ決めるものとする。資料については適宜翻訳・調整を行い作成すること。

○食・伝統工芸などに関するイベント、体験ワークショップの実施

- ・食・伝統工芸などに関するイベント（1回以上）、体験ワークショップ（2回以上）を開催すること。
- ・富山の食や伝統工芸などの魅力をPRできる者を選定すること。なお、選定にあたっては候補者について県と調整のうえ決定するものとする。
- ・イベントの内容はアメリカの高付加価値旅行者等に訴求が可能な内容を提案すること。
- ・上記の者の滞在に係る謝礼・渡航費・滞在費・物品等の国内外輸送費を本委託に含めること。

③富山県産品（食品・飲料・製品・伝統工芸品等）の展示・販売

○展示・販売の企画・運営

- ・富山県の伝統的なものづくりから現代のライフスタイルに合う富山県産品（食品・飲料・製品・伝統工芸品等）を展示・販売すること。
- ・アメリカの高付加価値旅行者等に訴求が可能な内容を提案すること。
※展示・販売に係る国内外輸送費、関税、VAT（付加価値税）などの実費は本委託に含めることとし、取扱い事業者が渡航し自らテスト販売を行う場合の旅費（宿泊費を含む）については事業者の負担とする。
- ・イベントの企画、準備、当日の管理・運営、会場の設営・撤去、安全管理を一元的に行うこと。
- ・会場利用について、会場側と連絡調整を行い、利用可能な設備や利用方法、持ち込める物品等の制約を確認したうえで適正に使用すること。
- ・展示・販売に必要なスタッフや通訳を適切に配置すること。

○会場の設営・展示・装飾

- ・県や会場側と調整のうえ、会場の設営に必要な什器・備品の手配を行い、展示終了後は備品を撤去すること。

○広報・プロモーション

- ・展示・販売の開催について情報発信を積極的に行い、現地から多くの集客があるように効果的な広報に努めること。

（5）その他の観光プロモーション

- ・（4）①、②、③に限らず、本県の魅力を発信するための効果的な観光プロモーションの手法や内容がある場合は提案すること。

（6）その他

①現地対応

- ・プロモーションの実施に係る現地対応の責任者およびスタッフを用意すること。
- ・現地対応の責任者は、日本国内の責任者及び担当者と密に連携を取れる体制にあること。
- ・プロモーションで必要となるパソコン、Wi-Fi等の通信設備を手配すること。

②市場調査/フォローアップ

- ・プロモーションの参加者、来店者等に対しアンケートを行うなど、参加者の反応、現地ニーズを把握すること。
- ・市場調査結果の分析・今後の戦略案を提案すること。
- ・行事終了後も、プロモーションの成果について積極的に情報発信を行うこと。
- ・プロモーション成果の把握に努め、現地メディアでの紹介をはじめ、実施後に反響があった場合や、現地の旅行代理店やメディア等の来県があった場合は、県に情報提供すること。

③経費

- ・プロモーションの実施に係る国内外輸送費、関税、VAT（付加価値税）などの実費は本委託に含めること。プロモーションに必要な備品、食材等の輸送を行う場合は、検疫や通関等、必要となる一切の手続きを行うこと。
- ・委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。

5 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを県へ提出すること。

(1) 実績報告書（電子媒体1部）

- ① イベント参加者数、イベントの評価等
- ② アンケート集計結果
- ③ 写真
- ④ プロモーション後の成果（来県実績や問い合わせ実績）
- ⑤ 本業務により作成したデータ等
- ⑥ その他富山県が必要と認める資料等

(2) 成果物に関する著作権等

- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県の保有とし、県が使用及び外部に提供できるようにすること。
- ② 成果物については、原則として県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるようにすること。
- ③ 制作の都合上やむを得ず、著作権等を県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、県の了解を得ること。
- ④ 県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、県が無償で使用できるようにすること。

6 その他

- (1) 現地の社会情勢に十分留意し、事業を実施するものとする。
- (2) 専任の担当者を配置し、県との打合せ等に出席させること。
- (3) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (4) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。

- (7) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従って進めること。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。
- (9) 本事業は、国の交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。